

令和2年度第5回大阪府環境審議会温暖化対策部会 議事概要

1. 日 時：令和3年2月12日（金）10時00分～12時10分

2. 場 所：WEB会議オンラインシステムによる開催

3. 議 題：

(1) ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方について

【資料1、参考資料1～6】

(2) 建築物の環境配慮のあり方について

【資料2、参考資料7～9】

(3) 府における令和2年夏の暑さ対策について

【資料3】

(4) 大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰にかかる審査について

【資料4-1、4-2、4-3、参考資料10、11】

4. 委員からの意見要旨

(1) ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方について

【委員】

○自動車の導入だけでなく、バックグラウンドとして、大阪府が車全体をどのように考えていくのかも考えるべき。大阪は緑地が少なく、今後徐々に増えてくると思うが、ヒートアイランド対策を含めて、特に市街地での自動車の流れを考える必要がある。例えば御堂筋の道路空間再編の計画などの事例があるが、そういった内容も踏まえて、バックグラウンドとしての交通を考えていくべきではないか。

○昨年、ゼロエミッション車の購入を検討したが、自宅マンションには充電器が設置されていなかった。10年ほど前は充電インフラがあまり重要視されなかったと思うが、現在の需要の増加を考えると、ゼロエミッション車の使用を想定した集合住宅の駐車場設計や、それに対する補助金等の支援が必要ではないか。

【委員】

○ゼロエミッション車の普及は重要と認識しているが、車だけに絞らず公共交通機関の利用など全体の対応方針を議論し、トータルとしてCO₂を減らすという意識が必要ではないか。

○電動車のLCA（ライフサイクルアセスメント）を考慮すると、電源のCO₂を減らしていくことが必要。電源構成も含め、トータルで考えるべき。

○本当のところ何がCO₂削減に寄与するかの見極めが大事だと思う。例えば、今の状況ではバッテリーが非常に重く、重いバッテリーを日常的に積まないとい長距離移動ができないという無駄が生じている。反対にハイブリッド車やプラグインハイブリッド車の方が全体の環境負荷が小さい可能性

もある。ハイブリッド車等が悪いという一方的なイメージが先行すると、全体として CO2 を減らすのが難しい。

- 貨物系について、短距離・小型車の電動化はできると思うが、長距離・大型車の場合、FCV（燃料電池車）が有力である。充電設備と水素ステーションの普及展開も含めて全体の適正なバランスを考慮する必要がある。
- 電動化というと 100%EV を思い浮かべるイメージがあるが、用途に応じた戦略が必要ではないか。公共交通機関の利用やモーダルシフト、都市構造の変化なども含めて全体像を考えるべき。

【事務局】

- 大阪は公共交通機関が発達しており、これまでも車の利用を控える取組みは進めてきた。車を利用するにしても電動車へシフトしていくような制度を検討したいと考えている。
- 対象を EV に限定するのではなく、LCA や電源構成なども踏まえてハイブリッド車も含めた全体の CO2 削減を検討したいと考えている。
- マンションにおける EV 導入や貨物系の課題についても重要だと認識しており、今後ご議論いただきたい。

【部会長】

- 電動車にしてランニングコストが安くなると逆に交通量が増える可能性もあるので、総合的な交通政策の中で考えるということ。
- 自宅での普通充電は時間がかかるので、出先で、例えば公共施設の駐車場等に急速充電を優先的に利用できる枠を設けることはできないか。

（２）建築物の環境配慮のあり方について

【部会長】

- 非住宅について、現在条例で義務としている部分について、建築許可がおりないという建築基準関係規定化が可能となる。2,000 m²以上の建築物の外皮を建築基準関係規定化とするかなど資料 2 P 4 の論点 1 から論点 4 について各委員の意見はいかがか。

【委員】

- 駅前の地価の高いところとそうでないところは、負担感が違うのではないか。府全体で一律に何 m² というよりは、少し差をつけるなど検討したらいいのではないか。

【委員】

- 環境性能を向上させると、LCC（ライフサイクルコスト）の観点からも、事業者にとっても得になることがわかるので、将来削減ができるコストも考慮に入れ、得になることを示すといいのではないか。

【委員】

- 今のコロナ禍で経済的な部分に対してタイミングが非常に悩ましい。将来に対する方向性として提案するとしても、いつからするかは、また別の観点での議論が必要。2,000 m²以上で、基準適合が BPI ≤ 1.0 を建築基準関係規定化することについて、今の大阪府域の中でできることとしては、ギリギリ実現可能な範囲ではないか。

【委員】

○タイミングの問題というのが一番あって、それぞれの事業者に資金の問題とか、いろいろな制約があり、それが特に今のコロナの状況に許されるものなのか。一般論としては、やはり今のタイミングは非常に厳しい。

【部会長】

○非住宅 2,000 ㎡以上の外皮基準適合は、既に条例化されていて、適合率も 99%、97%とかなり高いので、建築基準関係規定化は、多分一番初めに決めるべきこと。

○空調など他の設備は寿命があって、その効果が 20 年程度しか持続しないが、外皮はその建物を壊すまで効果が持続するので、ライフサイクルの視点で考えたときの優位性が高い。2050 年にカーボンニュートラルを掲げており、今から建つ建物は確実に 2050 年まで使うので、そのときにカーボンニュートラルができるための条件としては、外皮が一番重要なポイント。

【委員】

○LCC から考えても外皮は非常にウエイトが高い。

【委員】

○今すぐ条例化しないのは、資金的な制約上、先延ばしせざるを得ないことを鑑みることにについて、誤解のないよううまく伝えられればいい。経済的に厳しいから先送りすると言うと、この規制がコスト面でデメリットがあるなど逆の意図で伝わってしまう恐れがあるのでそのメッセージを含めて考える必要があるのではないかな。

【部会長】

○これに関しては、説明責任をしっかりとしないといけないところとも関連付けて、タイミングを見計らっていく形でよい。

現行の府条例の 2,000 ㎡以上で、基準適合が $BPI \leq 1.0$ を建築基準関係規定化することについて、タイミングを見計らうという条件のもと実施することでよいかな。

【全委員】

賛成

【部会長】

○資料 2 P 5 住宅の、府独自規制による対象及び範囲拡大に関し、論点に基づき、戸当たり 75 ㎡以上かつ一棟あたり一定規模以上の住戸数の住棟に対する、条例による外皮及び一次エネルギー消費量の適合義務化について各委員意見はいかがか。

【委員】

○今の段階でもマンション供給は非常に順調で、最近では ZEH-M とか増えてくる傾向にあるとも聞いているので、やってもいいのではないかな。ただ公営住宅等の問題も考えて、民間に対しては義務付けして、府市は守れてないという状況は問題なので、考え方の整理は必要ではないかな。

【委員】

○75 ㎡以上は、府営住宅等にはないのかな。

【事務局】

○府営住宅ではないと聞いている。

【部会長】

○集合住宅の住戸面積が平均 75 m²以上、かつ一定規模の住戸数以上の住棟に対して、外皮及び一次エネルギー消費量の適合義務化を条例で課すことでよいか。100 戸/棟以上の場合、適合率が低いところがあり、このあたりを底上げしていくことになる。

【部会長】

○資料 2 P 6 再生可能エネルギー利用設備の導入義務化について、延べ面積 2,000 m²以上の住宅・非住宅を対象に義務化について、各委員の意見はいかがか。

【委員】

○ものすごく大きい場所で、外灯一本だけで対応しても OK なのか、何らかのボリューム的な部分が必要ではないか。ボリュームに応じて何らかの措置を取れないかとか、固定資産税に相当するようなものがあって減額されるとかいう考えがあってもいい。逆にそれがないと心配、形骸化してしまう。行政として、こういうことに熱心であるというイメージを打ち出すにはいいかもしれない。

【部会長】

○数百戸のマンションに、外灯が一つだけでは意味がないと思う。つけられないというケースはないのか。2,000 m²以上の住宅、大きな建物の影になって、太陽電池をつけても意味がないところもあると思うが、それは内容のところで少し配慮してはどうか。

【委員】

○オンサイトの仕組みと同時に、オフサイトのトレードオフのようなものを入れていけばいいのではないか。

【委員】

○制約があれば、費用対効果を考えると、そこに無理に設置するよりも、設置が容易な場所の太陽光を購入するほうが本来の姿であるとは思う。

あまり積極的な賛成をしているわけではないが、メッセージ性ということも含めて考えると、これでもいいかなと思う。

【委員】

○基本的に賛成であるが、補助や融資などがセットであれば普及は進むのではないか。

【部会長】

○実行するには、それに伴う補助制度など、いろいろな制度との関係を併せて説明しないといけない。

○実際 5%の導入を 100%にするから、かなり大幅な改定となる。非住宅でデザイン上どうしても入れられないのも気になる。無理な事例は、きちんと外してやらないといけない。非住宅などで、太陽光発電を設置できないのがないか、次回事例を出してほしい。

○では、この再生可能エネルギー利用設備促進に関しては、2,000 m²以上の住宅・非住宅を対象として、再生可能エネルギー利用設備の導入を義務化ということで進めさせていただく。

【部会長】

○資料 2 P 7 啓発に関しては、前回ほぼ皆様から賛同を得られており、提案通りの検討イメージで進めてもらう。内容に関しては、岩前先生等のご意見をいただきながら、進めてもらうことにしたい。

【部会長】

○実施時期について、規制についてはどうか。事務局として、何か意見はあるか。

【事務局】

○非住宅について、定量的な効果、達成すべき目標、これらについてのエビデンスが必要なので、説明を加えながら、タイミングの組み立てをしていきたい。

【部会長】

○府民に対して、説明できるようなエビデンスを収集した後という感じでよろしいか。

【事務局】

○基本的にはそうなる。

○住宅についても、新たな対象範囲を拡げるということなので、外皮及び一次エネルギー消費量を規制する効果について、非住宅と同様に見極める必要があると考える。この効果とその目標を設定し、見極めた上で踏み込みたい。

【部会長】

○啓発に関しては、すぐ実施するということか。

【事務局】

○建築士から建築主への追加説明は、府独自条例により踏み込みたいと考える。条例化することが馴染むかを庁内で調整し、進めていく。また、建築士会や建築士事務所協会、建築関係団体と協議しながら、広めていきたい。

【部会長】

○非住宅の建築基準関係規定化、府の独自規制による住宅の外皮性能・一次エネルギー消費量の適合義務化、再生可能エネルギー利用促進設備の導入の義務化についても、府民に対して、説明できるようなエビデンスを収集した後、という感じでよろしいか。建築士から建築主への説明に対する追加説明の府独自条例に関しては、建築関係団体との調整後、進めていく。府民・事業者に対する広い啓発は、準備出来次第実施するというタイミングで進めていただきたい。

【部会長】

○最後に確認。

- ・非住宅に関しては、府条例適合基準を建築基準関係規定化することとして、2,000 m²以上に対して、外皮性能を1.0以下にすることとする。実行時期に関しては、効果等に関するエビデンスを集めて、府民に対する説明が可能になった時点で実施。
 - ・住宅に関しては、住戸面積が平均75 m²以上かつ一定規模の住宅数以上の住棟に関して、外皮及び一次エネルギー消費量を適合義務化する。その効果を見極めて、説明できる情報を収集し、実施。
 - ・再生可能エネルギー利用設備の促進に関しては、再生可能エネルギー利用設備の導入を義務化する。対象は延べ面積2,000 m²以上の住宅・非住宅。府民に説明できる対策・効果の見極めを行った後に実施。
 - ・啓発に関しては、広く行う周知啓発は準備できしだい進めていき、建築士から建築主への説明に対する追加説明、府独自条例は関係団体等と調整して進めていく。
- 以上でよろしいか。

【全委員】

異議なし。

(3) 府における令和2年夏の暑さ対策について

【委員】

○2020年の夏は、暑さ対策に加えてコロナ対策にも留意する必要があったので兼ね合いが難しかったのではないかと。

○また、クールオアシスでは、人が密集することが懸念されるが、そこまで問題になっていないかと。

○高齢者の熱中症は室内で起こりやすい一方、コロナ対策として室内の場合は換気が必要であるが、内容が相反するのではないかと。

【事務局】

○新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」における熱中症の予防行動のポイントを盛り込んだ暑さ対策の啓発チラシを今年度作成した。そこには、人との距離を十分確保できる場合はマスクを外すことやこまめな給水をとることなどを書き込み周知啓発した。

○クールオアシスプロジェクトについて、人が集まれば3密（密閉、密接、密集）による新型コロナウイルス感染の危険性はあるが、本事業にご参加いただいた店舗から、コロナにおける心配や課題、トラブルといった意見などはなかった。

【委員】

○暑さ対策のチラシ25,000枚では府民の人口を考えると全体には行き渡らない。啓発するには、効率よく配付する必要があるが、どういうところに配布したのか。

【事務局】

○地域包括支援センター、民生委員などに配布した。また、市町村の関係部署にも配布しているが、熱中症リスクの高い高齢者を重点的に配布するだけでなく、同じく熱中症のリスクがある子供等も対象とし、学校などにも配布した。

また、府政だより7、8月号（240万部）に一面に特集記事を掲示したことで幅広く府民に周知ができたと考えている。

【委員】

○高齢者になるほど温度感覚が鈍くなる。府の予算には限りがあるが、企業と協力して温度計を配布するなどに対応が必要ではないかと。

【事務局】

○大阪府の暑さ対策では、暑さから身を守る「3つの習慣（涼む・気づく・備える）」についての取り組みを展開している。「気づく」では、環境省の「暑さ指数メール配信サービス」について啓発しており、令和3年度には環境省が全国展開する予定の熱中症警戒アラートなども併せて啓発をすすめていきたい。

【委員】

○高齢者はアナログな人が多いので、そういった部分もフォローしつつ進めていただきたい。

【部会長】

○高齢者の暑さの問題かつコロナ渦のなかでの暑さ対策を取組んでいくことが重要である。
令和3年度の暑さ対策については、夏までに本部会で報告いただきたい。

(4) 大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰にかかる審査について

【非公開】

■選考方法

温室効果ガス排出の削減量や実施した対策などの取組内容を評価し、他の事業者又は事業所（以下「事業者等」という）の模範となるものを選考。

- ①温室効果ガスの排出削減を実施していること。
- ②前年度（過去からの継続的な取組みを含む）の温暖化防止等の対策の内容において、先進性、効率性、有効性の観点から、優れた取組みを実施し、確実な効果をあげていること。

■選考経過

- ①令和2年度おおさかストップ温暖化賞に応募があった4事業者等について、審査資料を基に、取組内容の評価点（①先進性 ②効率性 ③有効性の観点からそれぞれ1～5の5段階で各委員が評価）と、削減実績の評価点（温室効果ガスの削減率に基づき5点満点で評価）をあわせた点数をもとに、審査を行った。
- ②委員による審査の結果、大阪府知事賞に1事業者、優秀賞に3事業者等を選考した。